

平成28年8月1日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてであります。

出先機関等調査の際に、市町村等から陳情のあった項目について、執行部の意見と措置状況を聴取し、取りまとめた措置結果等について、当委員会から各市町村に通知することとします。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、市町村等からの陳情項目について、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

《観光振興部》

◎西内委員長 最初に、観光振興部について行います。

まず、部長の総括説明を求めます。

◎伊藤観光振興部長 当部に関しましては、土佐清水市から足摺海洋館の存続と施設新築について、御要望をいただいております。

足摺海洋館につきましては、平成25年度に実施しました耐震診断において、耐震基準を満たしていないとの結果が出されましたことから、平成26年2月に観光分野の専門家や地元関係者などにより、あり方検討会を設置し、今後の海洋館のあり方を検討していただきました。

平成26年9月に、その報告が取りまとめられ、竜串全体を海の総合レクリエーションゾーンと位置づけて、現在地で海との一体感を演出しながら、フルモデルチェンジして建てかえることや、入館目標を10万人とするなどの方向性が示されました。

これらを具体化するため、平成26年12月に学識経験者や地元関係者、観光関係者などによる基本計画検討委員会を設置しまして、基本理念や展示計画、施設規模、地域との連携などについての議論を重ね、平成27年8月に基本計画を策定しました。その後、平成28年2月からこの基本計画を踏まえた基本設計の策定に取り組んでいるところです。

基本設計に当たっては、水族館の整備に実績のある建設コンサルタント、設計会社に業務委託を行うとともに、別途、有識者、地元関係者等で構成するアドバイザー会議を設置して、その意見を踏まえて策定することとしております。

新しい海洋館では、地元土佐清水市や関係団体としっかり連携し、竜串地域のみならず

四国西南地域の集客のかなめとして、これまで以上に地域に愛され、これを核に竜串地域に大きな経済効果を生み出すことができるよう、平成32年度のオープンに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては地域観光課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

〈地域観光課〉

◎西内委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎小西地域観光課長 土佐清水市から要望がありました足摺海洋館の存続と施設新築について御説明いたします。

足摺海洋館は平成17年以降、入館者数は3万人から4万人台と低迷していたところですが、積極的な情報発信や来館者に楽しんでいただくイベントの開催などにより、昨年度は5万399人の入館者数となり、10年ぶりに5万人台を達成しております。

今年度は足摺海洋館を中心に、足摺海底館、レスト竜串、グラスボート、竜串見残し海岸、マリナクティビティーなどといった観光資源を周遊させるための、竜串地域での観光クラスターの形成に向けて、まず第一歩としまして足摺海底館との連携を進めており、この夏から足摺海洋館の入場券または年間パスポートを提示すると、足摺海底館の入館料が割引となる制度を導入し、地域内の連携や周遊の仕組みづくりに取り組んでいるところです。

建てかえを行う足摺海洋館につきましては、本年4月の業務概要委員会でも御説明しましたとおり、高知県立足摺海洋館基本計画を平成27年8月に策定しております。お手元の資料の2ページ以降に、基本計画の概要を取りまとめた資料を添付しておりますので、御説明をいたします。2ページをお開きください。

まず基本理念としまして、わざわざ足摺に行く価値を創造し、地域の経済、集客のかなめとなる施設を目指すことなど、大きく四つの項目を定めております。

次に、新しい海洋館の目指す姿としまして、入館目標を安定期で10万人、初年度16万人とすることなどを定めております。

次に3、全国に誇れるオンリーワンの水族館を目指してとの項目で、海洋館を核として竜串全体を大きな自然の水族館としていくことを定めております。

次に展示計画としまして、「ようこそ足摺・竜串へ」を初め、「足摺・竜串の原生林」、そして3ページをお願いします。「竜串湾」、「外洋・深海」といった流れで展示をしていき、体験学習ゾーンや企画展示、「足摺・竜串へ出かけよう」というインフォメーションを通りまして、最後に「海とつながる」といった展示計画に整理をしておるところでございます。

さらに5番目、「海洋館と地域との連携」といたしまして、幡多エリアや四国西南エリア等と連携を図っていくことも盛り込んでおるところでございます。

4ページをお願いいたします。施設配置計画ですが、現在の水族館の西側、現在の駐車

場の位置に、延床面積3,000～3,500平方メートルの新築の水族館を建設することとし、建設コストは27.2億円から31.4億円を想定しておるところでございます。

7番目の防災対策としまして、海洋館から約400メートル、徒歩6分の山側の高台を避難場所としていくことなども整理をしておるところでございます。

最後に今後のスケジュールですが、平成28年度中に基本設計を、そして平成29年度に実施設計、平成30年度と平成31年度に建築工事等を行い、部長が申し上げましたとおり、平成32年度の開館を目指していきたいと考えておるところでございます。

これらを踏まえまして、基本計画を具体化していくために、基本設計の委託に要する経費を、平成27年12月議会におきまして補正予算で計上させていただき、平成28年2月より事業に着手をしております。

基本設計を進めるに当たりましては、随時、受託事業者と打ち合わせを行うとともに、水族館や観光に関する県内外の専門家などで構成する、新足摺海洋館基本設計アドバイザリー会議を設置し、今日までに2回会議を開催し、足摺にちなんだ奇岩やサンゴ、ウミウシを展示計画に盛り込んではどうかななどの御意見をいただきながら、現在、平面計画や展示計画について検討を進めております。

基本設計につきましては、平成29年2月末までに完成させることとしており、今後3回のアドバイザリー会議を開催するとともに、9月議会におきまして素案を委員の皆様へ御説明し、御意見等をいただいた上で最終案を取りまとめていきたいと考えております。

また、同地域では環境省が設置する国立公園ビジターセンターを初め、爪白キャンプ場の再整備、日本ジオパークの認定に向けた動きなど、さまざまなプロジェクトが進捗しております。新しい海洋館が核となり、エリア全体の魅力を高めていくことで、全国からわざわざ行きたくなるような水族館、竜串地域となるよう、地元土佐清水市を初め、地域の関係団体とも連携しながら取り組んでまいります。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

◎西内委員長 質疑を行います。ございませんか。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎西内委員長 それでは次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

◎福田土木部長 産業振興土木委員会より4月25日から5月20日にかけて行われました、出先機関の業務概要調査の際に市町村等から提出されました要望事項のうち、土木部に関連します項目について御説明をさせていただきます。

本年度は33の市町村と一つの期成同盟会から201件の要望が提出されております。要望の概要は、南海トラフ地震対策を初め、県民の安全・安心を確保し、地域の活力を増進する社会資本整備やその維持管理、また財源の確保に係るものでございます。

その主な内訳は、地域の経済活動や生活を支える道路や港湾の整備、県民の生命及び財産を守る河川や海岸、さらには砂防等の施設の整備などとなっております。

これら要望への対応等につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきますが、事業の優先順位を考慮しながら、予算の効率的な執行に努めるとともに、地域の課題に効果的に対応するため、それぞれの地域の実情にあった整備を進めていく方針としております。

県といたしましては、こういった要望にお応えするためにも、本年度も適切なタイミングで国に対し政策提言を行ってまいりました。本年度、経済対策として編成される予定の補正予算についても、提言を行ったところでございます。

また他県とも連携し、高速道路のミッシングリンクの解消や、南海トラフ地震による広域災害への備えに向けて、関係する県知事会等で政府や国などに対し要望を行うなど、財源の確保にも努めております。

要望の中には直ちに御期待に沿うお答えとなっていない項目もございますが、市町村等の御協力もいただきながら、今後もしできる限り地域の実情にあった社会資本の整備と維持管理に取り組んでまいりますので、産業振興土木委員会の委員の皆様には一層の御指導、御支援をお願いする次第でございます。

以上で、私からの総括説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈用地対策課〉

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、用地対策課の説明を求めます。

◎北用地対策課長 委員会資料、用地対策課のインデックスがついておりますページをお開きいただきたいと思います。

1級河川仁淀川水系における河床安定確保(河川における砂利採取については全面禁止)という、土佐市からの要望事項に対する執行部の意見、措置状況につきまして御説明をさせていただきます。

仁淀川におけます県管理区間での砂利の採取量につきましては、昭和51年度がピークで、その当時は約67万立方メートルの採取量がございました。その後、昭和60年度からは掘削の深さや護岸、橋梁といった構造物からの保安距離などを定めた、いわゆる管理採取方式に移行いたしまして、それ以降は砂利需要の減退とも相まって採取量は減少しております。

また、かつてのような多数の土場での砂利の大量採取を抑制するために、平成22年度からは、それまでの37カ所の土場を既存の四つの土場と、地元から堆積土砂の除去要望のあ

った二つの土場も含めた六つの土場に限定をいたしまして、それ以外の場所での採取は認めない方針といたしております。

平成22年度以降の実績につきましては、年度による多少の増減はございますが、平均いたしますと年間2万7,000立方メートル程度でございまして、ピーク時に比べますと3%程度の水準まで減少しておるところでございます。

こうした砂利採取量の大幅な減少に伴いまして、河床等に与える影響も低下しているものと考えられておりますが、今後におきましても流域の市町村初め、仁淀川漁協など関係団体からの御意見もお伺いしながら、河川環境に配慮した採取がなされるよう、砂利採取業者への適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

用地対策課に関連します要望に対する説明は以上でございます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 委員長、全体が201項目ということなので、まず全体に関連することで聞きたいと思いますが構いませんか。

◎西内委員長 はい。

◎黒岩委員 201件という要望をまとめていただいておりますが、部長の説明にもありましたが、当面厳しい面、すぐ対応ができない面もありますし、緊急性を要する内容も当然あるわけです。そういう意味では短期的、中期的、長期的な視野に立った取り組みということになってくると思いますが、当座、例えば9月補正等で予算を組んで、本年度中に取りかかろうというもの、緊急性を持つものが、どれだけこの201事業にあるのか。あるいは2月議会で、明年度予算に取り組みようとしているのがどれぐらいあるのか。そのあたりのすみ分けはされておるんですか。

◎福田土木部長 その件につきましては、まだ中身について、維持管理の中で対応できるものもあれば、改築等の工事が必要なものもあって、そこはこれから内容をしっかりと精査をして、今の当年度予算の中で動けるもの、それから補正予算が来れば対応できるものという形で、幾つか整理をして対応してまいりたいと考えております。

◎黒岩委員 当然、各市町村から上がってる項目については、例年出しているような中身もありますね。そういう意味ではやっぱりある程度、県のさまざまな力を借りて地元負担を少なくしたいという思いがあると思うんです。そういった、市町村によっていろんな思惑があると思いますので、どう、ある面公平にできるのか、それともある面重点的にやっていくのか、そのあたりの考え方はどうですか。

◎福田土木部長 当然工事を進めるに当たって、設計ストック、それから用地のストックも必要なものもありますので、それについてそれなりに時間がかかるとは思いますけれども、今年度当初予算で要望していて、まだ予算の関係で動けない案件もございますので、そういったものから優先的に補正予算等を活用して、対応してまいりたいと考えております。

◎西内委員長 ほかに。

ないようでしたら、質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

〈河川課〉

◎西内委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 資料の河川課の見出しのページをお開きください。河川関連事業につきましては、50件、89カ所の要望を、26の市町村からいただいております。

個々の説明に入る前に、まず7ページにお示ししています、要望事項に対する凡例をごらんください。御要望のありました89カ所を大きく分類しますと、①の事業推進中の河川に関する要望が35カ所あります。そのうち河川改修に関する要望が31カ所、地震・津波対策に関する要望が4カ所ございます。

②の河川事業の再開、新規事業化に関する要望が23カ所ございます。そのうち河川改修に関する要望が18カ所、地震・津波対策に関する要望が5カ所ございます。

また、③の河川の維持管理に関する要望が29カ所、④のその他の要望が2カ所ございます。

個々の要望事項に対する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況欄にお示ししていますが、要望件数が多いことから、総括した形で説明させていただきます。

まず、事業推進中の河川に関する要望のうち、河川改修に関する主な要望につきまして説明させていただきます。備考欄に①の(1)と分類している項目でございます。まず5ページの33番でございます。いの町から、伊野地域枝川地区・八田地区・川内地区の抜本的な河川改修及び維持管理、並びに吾北地域高岩地区の浸水対策及び定期的な河床浚渫等の実施の要望をいただいております。

枝川地区におきましては、国、県、いの町の三者が連携しまして、ハード対策、ソフト対策が一体となった総合的な浸水対策を推進しております。県の受け持ち分では、平成27年度から宇治川床上浸水対策特別緊急事業としまして、支川の天神ヶ谷川において河川改修を実施しています。本年度も引き続き護岸工事などを行い、再度災害防止の早期実現に取り組んでまいります。

八田地区の奥田川及び川内地区の中の谷川につきましても、順次、改修を進めておりまして、今後も事業の推進に努めてまいります。

高岩地区につきましては、町と連携し、効果的な整備を検討しております。今後は、いの町と共同で用地買収に向けた調査等を進めてまいります。

次に、6ページの36番、38番でございます。佐川町及び越知町から、柳瀬川流域の治水対策についての要望をいただいております。柳瀬川につきましては、平成26年度より事業

を再開し、昨年度は概略設計をもとに地元説明会を行ってまいりました。引き続き詳細設計や用地の立ち入りに向けた地元説明会を開催しまして、地権者や流域の皆様の御意見もお伺いしながら事業を順次進めてまいります。

次に、41番でございます。日高村から、国土交通省が整備する新たな日下川放水路の通水にあわせ、日下川下流域日下橋周辺における家屋等への影響を調査し、適切な対策を実施することの要望をいただいております。県では、国が整備する日下川新放水路とあわせて、日下川及び戸梶川の河川改修を実施することとしており、本年度は日下橋周辺の地質調査を行った上で、工事に先立って家屋などの事前調査に着手いたします。

次に、43番でございます。四万十町から、仁井田川河川改修の早期完成について要望をいただいております。仁井田川につきましては、本年度も引き続き護岸工の整備を行い、まずは仁井田橋までの早期完成に努め、その後継続しまして辻の川橋までの改修に取り組んでまいります。

次に、事業推進中の河川に関する要望のうち、地震・津波対策事業に関する要望につきまして説明させていただきます。備考欄に①の（２）と分類している項目でございます。

1 ページに戻りまして、1 番でございます。高知市から、南海トラフ地震・津波対策の推進について、河川堤防の液状化対策・耐震補強の要望をいただいております。南海トラフ地震対策は最優先課題として取り組んでおりまして、今年度も鏡川や国分川などの河川堤防で液状化対策などを実施しております。今後も引き続き集中的な整備を進めてまいります。

次に、3 ページの18番でございます。宿毛市から、南海トラフ地震による長期浸水対策について、河川堤防の耐震化と天端嵩上げ工事の早期完成の要望をいただいております。宿毛市の長期浸水対策につきましては、昨年度から松田川の河川堤防の耐震化に着手しており、本年度も引き続き河川堤防の液状化対策に取り組んでまいります。

なお、これら①につきましては、要望いただいたその他の河川事業につきましても、関係市町村の御協力をいただきながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に、河川事業の再開、新規事業化に関する要望のうち、河川改修に関する主な要望について御説明させていただきます。備考欄に②の（１）と分類している項目でございます。

3 ページの16番でございます。須崎市から、桜川の河川改修事業の再開の要望をいただいております。桜川の事業の再開には、休止原因となりました為貞橋上流左岸の用地を取得する必要があることから、市の支援をいただきながら、粘り強く取り組んでまいります。

次に、4 ページに移りまして、23番でございます。香南市から河川改修促進の要望をいただいております。夜須川につきましては、事業着手に必要な河川整備基本方針及び河川整備計画策定に向けた取り組みを実施しております。事業実施に当たっては、多くの取水堰を初め、河川を横断する橋梁など構造物の改築が課題となりますので、市の支援をいた

だきながら引き続き調整を行ってまいります。

次に、河川事業の再開、新規事業化に関する要望のうち、地震・津波対策事業に関する主な要望について説明させていただきます。備考欄に②の（２）と分類している項目でございます。

1 ページに戻りまして、3 番でございます。室戸市から、二級河川河口部の防災対策の中で、河口部の護岸を海岸の防潮堤と同じ高さまで嵩上げする要望、7 ページに移りまして49番、黒潮町から、加持川の南海トラフ地震対策として河口付近の右岸側の築堤の要望をいただいております。これら、室戸市内の河川及び加持川につきましては、平成25年度に実施した基礎調査で、液状化による沈下量を把握し、概略評価により対策の必要な区間を抽出してございます。今後は、津波からの避難時間の確保や、背後地の重要性などを考慮して、県内の他の河川と進捗状況の調整を図りながら、事業化について検討してまいります。

その他、②につきまして要望いただいたその他の河川につきましても、一定の改修が完了し、当面状況を見ていくものや、県内の各河川の整備状況などを見ながら優先順位を検討する必要があるもの、他の機関や地元との調整が必要なもの、費用対効果の面でさらに検討を要するものなど、事業の着手前にさまざまな検討を行っておかないと対応できないものもでございます。これらにつきましては、今後の課題としてさらに検討を続けてまいります。

次に、河川の維持管理に関する要望につきまして説明させていただきます。備考欄に③と分類している項目でございます。

1 ページに戻っていただきまして、2 番に高知市から新川川及び関連する支川の浚渫等の維持管理の要望をいただいております。次に4 ページの24番、香南市から河川の土砂浚渫及び草刈り等の継続実施の要望、6 ページの37番、佐川町から河川の適正管理についての要望をいただいております。その他11市町村からも堆積土砂の取り除きや草刈りなど、河川の維持管理に関する要望をいただいております。

いずれも、現在の土砂の堆積状況や草などの繁茂状況、護岸の状況を把握し、治水上支障がある箇所につきまして、土砂の掘削などを実施し、洪水を安全に流せるよう適切に対応してまいります。また、堤防の草刈りは住民の皆様方の力をお借りして実施するなど、官民協働での取り組みを広げていきたいと考えています。

以上、市町村からいただきました要望を分類し、主な河川を例に挙げながら総括した形で御説明させていただきました。今後もこれらの河川改修や地震・津波対策の着実な推進のため、また、適切な維持管理のため、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上で、河川関連事業に関する説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎今城副委員長 たしか土佐市から、仮設物をそのまま放置して、そのまま置けば人災であるというような要望があったと思いますが、どのような処置をされましたか。

◎岩崎河川課長 土佐市の火渡川で、昨年度工事を終えたときに仮設物を、今年度の工事に早急に取りかかれるように残した経緯がございまして、その取り扱いなり、予算の要望をいただいております。ことしの当初予算で4,000万円ぐらいだったと思うんですけども、そういったお金を箇所づけさせていただきまして、速やかに工事に着手して、その後、撤去も含めた形で工事をする予定でございまして。

◎西内委員長 ほかに。

なければ、以上で質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎西内委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎光永参事兼防災砂防課長 防災砂防課所管事業の市町村要望についての御説明をいたします。お手元の資料、防災砂防課の見出しのページをごらんください。

防災砂防課が所管します砂防関係事業の要望が、2市6町3村から14項目ございました。個々の要望事項に関する措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または措置状況の欄にお示ししておりますが、要望を総括した形で御説明させていただきます。

まず初めに、2ページにお示ししています凡例をごらんください。要望のありました14項目を分類しますと、①の急傾斜地崩壊対策事業の整備促進に関する要望が5項目、②の砂防事業の整備促進に関する要望が5項目、③の地すべり防止区域における安全対策に関する要望が1項目、④の直轄砂防関係事業の推進に関する要望が1項目、⑤の既存砂防関連施設の維持管理等に関する要望が2項目でした。

それでは、この分類ごとに御説明させていただきます。まず、急傾斜地崩壊対策事業の推進につきましては、土佐市、北川村、いの町、仁淀川町、三原村から要望がございました。備考欄に①と分類している項目です。

事業の継続箇所につきましては、引き続き工事を推進し、1日も早く土砂災害の危険から住民の安全確保を図っていきたいと考えています。

また、北川村より要望がございました、地域の実情に応じた防災対策の推進につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の避難場所などが存在する箇所における採択基準の緩和規定や、「がけくずれ住家防災対策事業」を用いて推進します。

次に、砂防事業の促進につきましては、安芸市、本山町、いの町、仁淀川町、中土佐町から要望がございました。備考欄に②と分類している項目です。継続箇所につきましては、引き続き工事を推進し、安全安心の向上を図ってまいります。あわせて新規箇所につきま

しても、要配慮者利用施設や避難所等の重要な施設を優先的に保全するという方針のもと、地域の要望の内容を十分に把握し、優先度が高い箇所から整備してまいります。

次に、地すべり防止区域における安全対策につきまして、大川村から要望がございました。備考欄に③と分類している項目です。転石等についての対策につきましては、昨年度の調査に基づき、浮き石の状況を把握しながら防護柵の工事に着手いたします。これらの事業は、豪雨による土砂災害対策であるとともに地震時の土砂災害に対する防災減災対策にも役立つと考えております。

次に、直轄砂防事業並びに直轄地すべり対策事業の推進につきましては、大豊町から要望がございました。備考欄に④と分類している項目です。国に対して、里山砂防も含め早期整備を働きかけるとともに、必要な直轄負担金を確保してまいります。

最後に、整備済みの砂防関連施設の維持管理等についての要望がございました。備考欄に⑤と分類している項目です。いの町から要望をいただきました既存施設の維持管理につきましては、本年度は砂防施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、既存施設が長期にわたり、その機能及び性能を発揮するように、適切な維持管理に努めます。

四万十町から要望をいただきました、砂防えん堤のスリット化と、アユやウナギ等の遡上のための工法につきましては、現在、未整備箇所の施設整備に重点的に取り組んでおり、既存施設の改良は困難な状況でございます。今後、新たに砂防えん堤を整備する箇所については、工法について配慮してまいります。

以上で、防災砂防課の説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎西内委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎森田道路課長 道路課のインデックスの資料をお開き願います。

出先機関調査におきましては、例年、道路に関しまして多くの要望をいただいているところですが、今年度におきましても10市14町5村及び一つの期成同盟会から、合わせまして120件の要望をいただいております。このように例年道路整備への要望が多いことは、県民の皆様の道路に対します大きな期待のあらわれではないかと考えますが、一方では、県民の皆様が要求するサービス水準に至っていない道路がまだまだ多くあるということだと思います。今後も事業の効率的な執行を図りながら、計画的に道路整備が進められますよう取り組んでまいります。

個々の要望事項に対します措置状況及び対応方針につきましては、執行部の意見または

措置状況欄にお示ししておりますが、要件数が非常に多くございますので総括した形で御説明をさせていただきます。

それでは、道路課が所管します事業への要望について御説明いたします。まず、1番最後のページになりますが、12ページをお開きください。こちらにお示ししております、要望事項に対します凡例をごらんいただきたいと思います。

要望がありました120項目を大きく分類しますと、①の国の事業に対します要望が15項目ございまして、そのうち四国8の字ネットワークの整備に関する要望が8項目、高知西バイパスなど、その他の直轄事業の整備に関します要望が7項目ございます。

次に②の県の事業に関します要望が93項目ありまして、そのうち国道の整備に関します要望が24項目、県道の整備に関します要望が69項目あります。

③の、その他といたしまして、地震対策や財源の確保などに関します要望が19項目ございまして、そのうち地震対策、落石対策等の防災や、維持管理に関します要望が13項目、県代行事業の促進や市町村道の県道昇格、財源の確保などに関します要望が6項目となっております。

それでは、これらの分類ごとに御説明をさせていただきます。まず最初に宿毛市や黒潮町など、4市2町1村から要望のありました、四国8の字ネットワークの整備に関してでございます。備考欄に①の(1)と分類している項目でございます。

まず、3ページの23番をごらんください。四国横断自動車道の整備促進に関する要望をいただいております。平成24年度に全線事業化されました窪川佐賀道路のうち、先行して事業に着手した片坂バイパスの四万十町西インターチェンジから拳ノ川インターチェンジ間では、平成30年度の供用を目指して事業が進められています。

片坂バイパスの前後の区間になります窪川佐賀道路につきましては、佐賀工区を先行して、設計協議や用地買収に取り組むとともに、一部の区間では工事が進められているという状況でございます。

未事業化区間であります黒潮町佐賀から四万十市間につきましては、計画段階評価が完了しまして、昨年度から都市計画を進めるための調査が行われております。今後は、都市計画決定に向けた手続が円滑に進むよう、国と連携を密にして取り組んでまいります。

また、中村宿毛道路につきましては、残る平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間におきまして、平成31年度の供用が予定されておきまして、これに向けて順次工事が進められております。

宿毛から愛媛県の内海間につきましては、昨年度から計画段階評価を進めるための調査が行われておきまして、その中でルート帯やインターチェンジの位置について検討されております。

次に、高知東部自動車道でございます。戻りまして、1ページの1番をごらんください。

まず、高知東部自動車道の一部であります高知南国道路ですが、ことし4月、なんこく南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジ間が開通し、高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間につきましては、平成32年度の供用開始を目指し、橋梁などの工事が進められているところでございます。

同じく1ページの6番の②をごらんください。次に、高知東部自動車道の東半分となります南国安芸道路ですが、平成23年度に事業化となりました芸西西インターチェンジから安芸西インターチェンジ間については、10地区中7地区で設計協議が完了しており、そのうち用地調査が完了した6地区で用地買収を進めております。今年度は、残る芸西村2地区と安芸市の1地区において、設計協議の完了に向け取り組んでいくと聞いております。

続きまして、地域高規格道路として安芸市と徳島県阿南市の間を結ぶ、阿南安芸自動車道に関する要望でございます。5ページの44番をごらんください。まず、徳島県牟岐町から東洋町野根間につきましては、計画段階評価が完了し、昨年度から都市計画を進めるための調査が行われております。今後は都市計画決定に向けた手続が円滑に進むよう、国と連携を密にして取り組んでまいります。

東洋町野根から北川村安倉間につきましては、早期に計画段階評価が完了できるよう、国と協力しながら取り組んでまいります。

県で整備する北川道路につきましては、北川村安倉から北川村和田間で、昨年度から事業化に向けた調査を進めております。また、平成25年度に事業化しました和田から柏木間では、今年度用地買収の促進を図るとともに、和田地区において道路改良工事を行うなど、早期完成に向けて取り組んでおります。

1ページの6番の①へ戻っていただきたいと思います。同じく阿南安芸自動車道の未事業化区間であります奈半利町から安芸市間につきましては、昨年度より計画段階評価を進めるための調査が行われており、ルート帯やインターチェンジの位置について検討されております。また、平成24年度に事業着手いたしました阿南安芸自動車道の一部である安芸道路につきましては、全6地区中3地区で設計協議が完了し、一部の地区では、今年度から用地買収に着手すると聞いております。残る地区の設計協議完了に向け、引き続き国に協力しながら取り組んでまいります。

その他の直轄事業につきましては、高知市や佐川町など3市4町から要望がございました。備考欄に①の(2)と分類している項目でございます。

1ページの2番をごらんください。国道33号の旭地区の拡幅につきましては、交通安全事業による整備が考えられますが、この事業では用地取得や残地の処理などが課題となります。そのため、まずは市が実施する用地境界測量や、地権者の皆様への事業協力に対する意向調査が必要であると考えております。今後も引き続き、市と連携して取り組んでまいります。

飛びまして、8ページの74番をお願いいたします。国道33号の高知西バイパスは、昨年度、枝川インターチェンジから天神インターチェンジ間が供用され、これによりましてバイパスへの交通が分散し、いの町市街地の渋滞が緩和されるなど整備効果があらわれてきております。残る鎌田インターチェンジから波川間については、用地契約は完了しておりますが、一部建物の移転が残っており、移転完了後、大規模な工事に着手すると聞いております。鎌田インターチェンジまでの開通によりまして、県道土佐伊野線と国道33号との交差点で新たな渋滞が発生している状況でもありますことから、引き続き早期の全線開通に向け、国と連携して取り組んでまいります。

8ページの80番でございますが、国道33号の越知道路につきましては、横倉橋交差点から既に改良が済んでいる野老山地区までの整備を進めており、今年度は調査設計、用地買収のほか改良工事を推進すると聞いております。

11ページの109番をごらんください。国道56号の大方改良は、黒潮町役場から高知市側に約1.6キロメートル、四万十市側に約1キロメートルの、総延長2.6キロのバイパス整備事業でございます。今年度は設計や用地買収に取り組むとともに、改良工事を推進すると聞いております。引き続き整備促進に向け、国に要望してまいります。

これら直轄事業につきましては、今年度、ほぼ所要額が箇所づけされており、来年度以降も引き続き所要の予算を確保し、円滑な整備をしていただくよう国に対して要望してまいります。また、県といたしましても直轄事業負担金を最優先で確保し、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、県が管理します3桁国道に関する要望は、須崎市やいの町を初め、6市10町1村から24項目ございました。備考欄に②の(1)と分類している項目でございます。主な箇所について御説明をいたします。

2ページの20番をお願いいたします。国道494号佐川・吾桑バイパスにつきましては、須崎市側のバイパス整備において昨年度に引き続き鯛ノ川橋の工事を進めるとともに、切土工や盛土工などによる各工事を実施してまいります。また、斗賀野トンネル以南の佐川町側のバイパス区間におきましては、引き続き路側擁壁などの道路整備を順次進めてまいります。

4ページの33番をお願いいたします。国道441号につきましては、平成24年度から着手いたしました口屋内バイパスにおいて、今年度も引き続き用地買収の促進を図り、トンネルの着工に向けた準備を進めてまいります。その上流の中半バイパスは、口屋内バイパスの完成のめどが立ち次第、事業化を進めてまいります。また、西土佐橋から江川崎までの歩道整備については、今年度に測量設計と用地買収を進めてまいります。

5ページの39番をごらんください。国道195号の南国バイパス、いわゆる「あけぼの街道」の延伸部分となります山田バイパスにつきましては、今年度も用地買収を継続するとともに

に、用地買収の完了したところで路側擁壁の工事等を進めてまいります。また、物部川上流域になりますけども、平成25年度から着手をいたしました大栃橋につきましては、今年度、橋台、橋脚の工事を実施し、上部工の着手に向けた準備を進めてまいります。

7ページの62番をお願いいたします。国道194号で、急カーブや見通しが悪く危険箇所となっている戸中、大森、土居、楠瀬、西の谷地区の整備につきましては、今年度大森地区や楠瀬地区で用地買収を、西の谷地区で山切工事等を実施いたします。その他の箇所につきましては、順次事業化に向け検討してまいります。また、安望地区の道路カメラ整備につきましては、来年度の設置に向け検討を進めてまいります。

その他、新規の事業着手の要望につきましては、それぞれの箇所の必要性は承知しておりますので、着手の時期等につきましては、今後の財政状況や事業実施環境を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

次に、県道の整備に関します要望は、高知市や香南市を初め、10市13町3村及び一つの期成同盟会から69項目ございました。備考欄に②の(2)と分類している項目でございます。主な箇所について御説明いたします。

戻りまして、1ページの5番をごらんください。県道高知本山線の整備促進につきましては、今年度、檜山トンネルを含む工区で、トンネルの中心線を決定するための測量設計や地質調査などを行います。また、薊野工区では道路の線形改良のための工事を行い、高川から薊野工区では法面の防災工事を進めてまいります。

2ページの10番をお願いいたします。四国8の字ネットワークを構成する安芸道路へのアクセス道路であります県道大久保伊尾木線と、県道安芸中インター線については、安芸道路の事業者である国土交通省とも連携を図りながら事業を進めております。今年度は、引き続き用地買収や工事を進めてまいります。

同じく2ページの21番をお願いいたします。県道須崎仁ノ線の改良促進につきましては、出見橋を含みます、出見工区の整備を重点的に行っているところでございます。この工区の完了後には、引き続き深浦トンネルを含む塩間から灰方工区のバイパス整備に着手できるよう、事業化の検討を進めていきたいと考えております。

3ページの27番をお願いいたします。南海トラフ地震の津波により寸断することが想定される国道321号の代替路となる県道中村宿毛線では、下切から石原工区など、4カ所で改良工事を進めております。今年度はバイパス部の橋台工事や道路改良工事を進めることとしております。

4ページの38番をお願いいたします。平成24年度に実施しました通学路の緊急合同点検に基づく交通安全対策につきましても、多数要望をいただいております。県道春野赤岡線ほか5路線の歩道整備のうち、春野赤岡線では吉川工区、山川野市線では東野工区、山北岸本停車場線では徳王子工区で引き続き整備を進めてまいります。その他の路線につきま

しては、他の工区の整備状況を見ながら、着手時期について判断していきたいと考えておりますが、当面の対応として、地元の意見を聞きながら、グリーンベルト等の暫定的な整備に取り組んでまいります。

7ページの61番をお願いいたします。国道56号と高知西バイパスを結ぶ県道土佐伊野線の大内工区と、高知南環状線の八田工区につきましては、重点的に整備を行っているところでございます。大内工区では、用地取得が課題となっておりますが、未買収地の早期取得に向け今年度も引き続き取り組んでまいります。八田工区では、昨年度に国交省との河川協議が完了いたしましたので、今年度は吾南用水を渡る工事に着手する予定でございます。

県道の整備は、地域の産業振興や観光振興を支援する道路として、産業振興計画の推進の基盤となるものであり、1.5車線の道路整備などの手法も用いながら、地域の実情にあわせた整備を進めてまいります。

次に、地震対策、落石対策等の防災や維持管理に関する要望は、3市3町3村及び一つの期成同盟会から13項目ございました。備考欄に③の(1)と分類している項目でございます。主な箇所について御説明をいたします。

2ページの14番をお開きください。南海トラフ地震対策としましては現在、緊急輸送道路上の橋梁を優先して耐震対策を実施しております。仁淀川河口大橋につきましては、今年度も引き続き耐震工事を進めてまいります。また、落橋による影響が大きいと考えられる宇佐大橋につきましては、今年度から工事着手を予定しております。その他の耐震対策が必要となる橋梁につきましても、順次計画的に対策を実施していく予定でございます。

6ページの59番をお願いいたします。落石対策といたしましては、本川大杉線の下切から田井工区や、高知伊予三島線の下中切から大北川工区などで進めており、引き続き整備に努めてまいります。このような落石対策や維持管理に関する要望につきましては、緊急度を勘案しながら、引き続き必要な箇所の整備を進めてまいります。

次に、その他といたしまして、県の代行事業や道路整備の財源などに関します要望につきましては、2市2村及び一つの期成同盟会から6項目ございました。

6ページの58番をお願いいたします。県の代行事業として整備をしております村道朝谷線につきましては、引き続き整備に努めて早期完成に向け取り組んでまいります。

また、道路の整備の財源確保につきましては、高知県の道路改良率が全国最低レベルであるという現状や、南海トラフ地震対策の必要性など、高知県の実情を国に訴えながら、必要な道路予算の確保と、道路整備がおこなわれている地域への重点配分を、これまで以上に国に対して強く求めてまいります。

最後になりましたが、今後も四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消や早期完成に向けまして、国や関係する市町村との連携を密にし、最大限の努力を行ってまいり

ます。また、幹線道路はもとより1.5車線の道路整備など、地域の実情に応じた効果的、効率的な道路整備を進めてまいります。さらに、近い将来確実に発生する南海トラフ地震や、施設の老朽化などに備えるため、必要な対策を計画的かつ着実に整備するよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、道路課に関連します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎今城副委員長 26番と101番ですけど、何か法改正により買収できる方法とかないものか、そのあたり教えていただきたいです。

◎森田道路課長 これらの地区におきましては、地図混乱等によって所有地が確定できない、それから所有者が不明で、なかなか用地買収が進まないことがネックになってございます。こういう所は多々ございまして、事業の進捗の大きな障害になっております。主要な幹線道路の位置づけになっておる所におきましては、事業認定等の手続を踏まえて収用という手段もとっているところがございますけども、そういう幹線と位置づけられない所については、なかなか事業認定も難しいのが現状でございまして、今すぐに効果的な対策がないのが実情でございます。

◎西内委員長 ほかに。

ないようでしたら、質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎西内委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 それでは、都市計画課の見出しのページをお開きください。都市計画課が所管する街路事業につきまして、高知市から2件、南国市から1件、計3件の要望をいただいております。

初めに、高知市から、都市計画道路高知駅秦南町線の事業促進についての要望です。この都市計画道路はシキボウ跡地に立地する高知赤十字病院、高知市北消防署へのアクセス道路であり、工事の施工は県、用地の取得は高知市と役割分担を定めて、平成26年度から事業に着手しています。

県では、これまでに地質調査や道路詳細設計を完了し、来年度からの工事着手に向けて、現在、橋梁の詳細設計を進めております。また、高知市では用地測量や物件調査を完了した後、昨年12月から用地交渉を開始し、昨日7月末時点で21地権者のうち6地権者との契約を完了しています。

当事業の整備目標としまして、高知赤十字病院の開院予定であります平成31年4月までに暫定2車線供用を図ることがございますが、そのための重要なポイントとなります用地取得につきましては、今年度中にシキボウ跡地部を除く19地権者との契約完了を目指して

おります。今後も高知市と連携しながら、円滑な事業進捗が図られるよう取り組んでまいります。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線の事業促進についての要望です。この都市計画道路は4車線で計画されたものでありますが、はりまや橋小学校北側の追手筋弥生町線から国道32号までの区間については、2車線のまま未整備となっております。この区間については、今までに行いました交通量調査や周辺住民のアンケート調査の結果から、県として4車線整備の必要性は高まっていると認識しております。そうしたことから、今後は、道路利用者である地域住民、まちづくりの主体である高知市、道路事業者である高知県の三者による検討の場を設け、当路線の果たすべき役割や、新堀川という水辺を生かしたまちづくりについて検討していきたいと考えています。なおその際には高知市から、はりまや通りを含めたまちづくりの方針を提示していただきたいと考えております。

最後に、南国市から都市計画道路南国駅前線の国道55号（南国バイパス）への結節についての要望です。南国駅前線はJR後免駅と国道55号を南北に結ぶ都市計画道路で、北側の約半分に当たるJR後免駅から高知南国線までの区間については、南国市が街路事業として施行しています。要望の区間は、南側約半分の高知南国線から国道55号までの区間でございます。都市計画法では、都市計画事業は市町村が施行すると定められており、大規模な橋梁等、市町村が施行することが困難な場合や、県道である場合など特別な事情がある場合において、県が街路事業を施行できると定められております。要望のありました南国駅前線の南側約半分に当たる区間につきましては、現状では特別な事情には当てはまらないものと考えております。

以上で、都市計画課に関連します要望に対する説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 この2番ですが、高知土木での高知市からの要望の説明、その場でも言いましたけど、もう県のほうが早くやってくれないから進まないんだ、みたいな雰囲気なんですよね。2年前のこの委員会でも、今回の措置状況と同じ、高知市がまちづくりの取り組みを早く出してくださいという県側の認識なんです。だから県と市との認識が全然違うということは、ずっとこの間、数年間来ているんですけども、この認識の違いをどうして埋めていけないのか。

◎島田都市計画課長 はりまや町一宮線のはりまや工区の事業再開に当たりましては、高知市のまちづくりの方針を示してもらおうというのが、県としても判断材料の重要な一つと考えております。このはりまや町一宮線の事業につきましては、国のほうから事業認可をいただいて進めておるわけなんですけども、平成30年度でちょうど事業認可の期間が切れるということもございます。それから、平成23年度に一旦工事を中止して、ちょうど5年目を迎えるということもありまして、県といたしましては、来年度には、先ほど御説明し

ました地域住民、高知市、県との3者の検討の場を設けて、このはりまや町一宮線をどうしていくかを考えていきたいと思ひますし、その会を立ち上げるに当たりましては、今年度、県と高知市が一緒になってその準備に取りかかっていたいと思ひております。その来年度の検討の場におきましては、高知市から、今までにはなかった、より明確なまちづくりの方針を示していただきたいと思ひております。

◎黒岩委員　そういう説明も2年前の課長の時の説明とあんまり変わってないんですよ。今回の高知土木での高知市からの説明、先ほど言いましたように、まちづくりの内容、高知市に玉がありますよという認識じゃないんですよ。やっぱりその認識、評価の考え方の違いがもう何年も前から平行線なんで、どうしてそこが埋められないのかなといつも思ってきたんです。30年度が期限ということであれば、より明確に意思決定をして決めないと間に合わないことが想定されますので、早急にその認識の違いを埋めて、話し合っただ対応していただきたいと思ひます。よろしく。

◎島田都市計画課長　それこそ6月の高知市議会で、土佐橋の交通結節点事業、バスターミナルの2階建てと申しますか立体遊歩道の件でも、高知市長がその立体遊歩道、土佐橋の結節点事業の再開の判断に当たっては、はりまや町一宮線の整備が前提ということもお聞きしております。高知市のほうからは今まで以上の積極的な、はりまや町一宮線に対する支援と申しますか、今年度から県と市が一緒になって、来年度の検討会に向けて進めていきたいと思ひております。

◎西内委員長　以上で、質疑を終わります。

　　以上で、都市計画課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎西内委員長　次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎依岡港湾・海岸課長　港湾関係5件と海岸関係11件の御要望について、説明をさせていただきます。港湾・海岸課のインデックスをお願いいたします。

　　まず、港湾関係といたしまして、高知市から浦戸湾架橋（弘化台ルート）の事業化について要望がありました。弘化台ルートは高知港の物流の効率化と、浦戸湾周辺の渋滞緩和を目的に計画したのですが、フェリー航路の廃止などにより、港の物流状況は変化しております。一方、周辺では新たな道路整備も進展し、浦戸湾周辺の交通の流れも変化しつつあります。このため、交通渋滞の緩和効果について、広域交通ネットワークの面から他のルートも含めて再検討を進めてまいります。

　　次に、須崎港湾の漂流物対策と河川のアシ及び堆積土砂の除去について要望がありました。河川や港湾区域から港の外へ、塵芥等が流出するのを完全に防ぐことは困難であり、湾内に漂流している塵芥等を直接除去せざるを得ない状況でございます。港湾区域外の塵芥等を須崎市が処理する場合においては、県の補助金を活用できるよう、今後も必要な予

算確保に努めてまいります。

次に、宿毛市から宿毛湾港の整備について要望がありました。池島第二防波堤は、昨年度末に整備延長380メートルのうち315メートルが概成しております。目標とする平成30年度に完成できるよう、予算の確保を国に働きかけてまいります。

工業団地は、全体23.0ヘクタールのうち21.7ヘクタールが概成し、臨港道路は、平成26年度に計画区間430メートルが完成しております。

企業誘致につきましては、展示会でのPR活動や企業訪問などに、宿毛市と連携して積極的に取り組むとともに、進出している企業に対しては早期全面操業に向けた必要な支援を行ってまいります。

また、宿毛湾港は、南海トラフ地震発生時の防災拠点に位置づけられております。計画では片島地区を拠点としておりますが、池島地区のマイナス10メートル岸壁も耐震性能を有していることが確認されましたので、地域の御意見を聞きながら、岸壁の効果的な活用方法について検討を進めてまいります。

次のページをお願いいたします。四万十市から下田港の整備促進と、河口砂州の早期復元について要望がありました。下田港では現在、防波堤1,015メートルのうち975メートルが完成しております。今後も引き続き防波堤や航路護岸等の整備に必要な予算確保に努め、工事が早期に完成できるよう取り組んでまいります。

また、台風による波浪や洪水により航路が埋塞した場合には、迅速に浚渫工事を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

一方、河口砂州につきましては、平成25年に砂州の土台となる河床の復旧工事が完了しています。その後、土砂の動きを観測しておりますが、導入した土砂が上流側へ移動していることから、学識者等によるチームを立ち上げまして、砂州本体の整備手順や安定的に砂州を維持する対策を検討しております。今後も引き続き下田港改修工事とあわせて、河口砂州の早期復元に取り組んでまいります。

次に、奈半利町から、奈半利港沖防波堤の嵩上げと早期完成について要望がありました。奈半利港の沖防波堤は計画延長200メートルのうち105メートルが完成しております。奈半利港は地震・津波対策として県東部の防災拠点港に位置づけ、整備を進めております。今後も早期完成に向けて取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。海岸関係について説明をさせていただきます。まず、高知市から、南海トラフ地震・津波対策の推進について要望がありました。直轄高知海岸の耐震補強工事は、平成24年度に仁ノ工区が完了し、平成26年度から戸原・長浜工区、27年度から南国工区に着手しております。今後も引き続き、早期に完成するよう国に働きかけてまいります。

ことし4月に、高知港海岸直轄海岸整備事業、いわゆる三重防護による浦戸湾の津波対

策が新規事業化され、各地区で地元説明会を開催いたしました。今年度の事業内容は、国においては種崎地区、タナスカ地区等で調査、設計を実施します。県では、若松町地区の耐震補強工事を継続し、新田町地区等で調査、設計を実施いたします。今後も国、県、市で連携し、浦戸湾の三重防護による地震・津波対策の推進に取り組んでまいります。

次に、安芸市から西浜海岸の侵食対策事業と穴内漁港海岸整備事業の早期完成、穴内漁港海岸を県管理とし離岸堤としての整備をすること、また、伊尾木漁港海岸の川北地区を県管理海岸にすることについて要望がありました。

西浜海岸では、最後の6基目の離岸堤で工事を進めておりまして、平成29年度には完成できるよう取り組んでまいります。

穴内漁港海岸でも、最後の4基目の人工リーフに着手しており、1年でも早く完成できるように、予算の確保に努めてまいります。また、穴内漁港海岸を県管理にすることは、人工リーフが完成した時点で、隣接する県管理の安芸漁港に編入することができるか検討を進めてまいります。離岸堤としての整備につきましても、人工リーフの整備効果を踏まえ、検討してまいります。

伊尾木漁港海岸の川北地区を県管理へ移管することは、安芸市と事前協議済みでありまして、今後、関係省庁と具体的な手続を進めてまいります。

次に、南国市から、津波対策事業について要望がありました。十市・前浜海岸では、平成26年度に海岸堤防の耐震補強工事に着手しており、今年度には、耐震補強は完成をする予定でございます。来年度は陸閘などの開口部対策を行います。

次のページをお願いします。土佐市から、宇佐・新居地区での海岸堤防の耐震補強の早期整備について要望がありました。新居地区については、平成25年度から耐震補強工事に着手し、ことしの6月に完成いたしました。

宇佐地区につきましては、工事に着手できる環境が整った地区から、順次対策を進めていくこととしております。8月には竜地区と井ノ尻地区で工事に着手する予定でございます。

次に、宿毛市から、長期浸水対策として海岸堤防の耐震化や、嵩上げ等への早期着手について要望がありました。今年度は新田海岸など3海岸で、海岸堤防の耐震補強の詳細設計を行います。地元説明会などで地域の声を十分聞きながら、海岸堤防の嵩上げ高さを決定し、早期に工事着手できるよう取り組んでまいります。

香南市から要望のあった、岸本海岸での離岸堤の整備につきましては、計画にある4基の整備を順次計画的に進めてまいります。

奈半利町から、奈半利港海岸の防潮堤整備の早期完成の要望がありました。奈半利港海岸では、平成25年度から地震・津波対策として防潮堤の整備に着手しており、昨年度末で全体計画910メートルのうち168メートルが完成しております。今後も早期に完成できるよ

う取り組んでまいります。

安田町から要望のあった安田・唐浜海岸への離岸堤の設置につきましては、現在、砂浜の変状や越波等を監視しながら、海岸の適正な維持管理に努めているところですが、今後、家屋等に影響が出るようであれば、地域の意見も聞きながら対策を検討してまいります。

最後に、黒潮町から、防災・減災対策について要望がありました。佐賀地区では平成26年度から、港湾・海岸課、河川課、漁港漁場課と黒潮町で勉強会を開催し、地震・津波対策の検討を進めております。本年度も引き続き勉強会を開催し、粘り強い化も含め効果的な対策を検討してまいります。

以上で、港湾と海岸に関連します要望の説明を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(11時27分閉会)